

ほけんだより



第五小学校
保健室

あけましておめでとうございます!

2025年、そして3学期がスタートしました。冬休みは、元気に過ごせましたか？
カゼやインフルエンザ、コロナウイルスに負けないように3学期も元気に過ごしましょう!!



せっかくマスクをつけていても、正しく使っていないと効果がありません。
下に書いてあることは守れているかな？



はなが でのいる



あごにつけている



すきまが あいている

「元気すくすく」ミニコーナー ～手洗いの歴史～

手洗いうがいの大切さを知ってほしいという願いを込めて、今月は「手洗いの歴史」についてです。

手洗いは1800年前からの習慣!

神社にお参りするとき、参拝の前に手を洗い、口をすすいだことがある人は多いのではないのでしょうか。実はこれが今の手洗い・うがいの習慣の始まりとされています。

昔、神社にお参りする際は、近くの川で体を洗い清めてからお参りしていたと言われています。

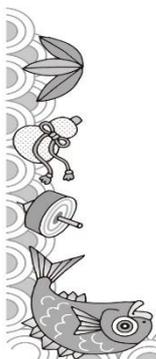
そして日本で最初に疫病が流行り、多くの方が命を落とした西暦250年頃。当時の天皇が神社に手水舎を作り、より効率的に参拝前に手と口を洗い清められるようにしたそうです。それが、次第に食前やトイレ後の手洗いの習慣へと変化したと言われています。約1800年も前から手洗い・うがいは感染症予防の習慣として、大切にされてきたんですね。



◆◆◆ 保 健 室 か ら の お 知 ら せ ◆◆◆

- 1月 8日(木) 発育測定(4～6年生)
- 1月 9日(金) 発育測定(1～3年生、すずかけ学級)

※かみの毛を高い位置で結んだり止めたりすると、正しく身長が測れません。
高さがでないしぼり方で来てね。



インフルエンザの出席停止について

出席停止期間



発症した後5日を経過し、
かつ解熱した後2日を経過するまで

※医師が感染のおそれがないと判断した場合は、これより早い時期でも登校可能



「解熱した後、②日を経過するまで」のわけ

インフルエンザウイルスに感染すると、1～3日の潜伏期間の後、急に発症（発熱）します。感染した人からウイルスが出るのは、発症前の1日と、発熱の期間（3～5日くらい）、そして解熱後2日間くらいです。



「発症した後、⑤日を経過」のわけ

インフルエンザの治療薬を服用すると、ウイルスが残ったままでも2日くらいで熱が下がることがあります。この場合、解熱後2日を過ぎてても感染力が続くため、「発症した後、5日を経過」するまでは出席停止です。

出席停止の書類について

＜インフルエンザにおける療養報告書＞

(様式1)

令和 年 月 日

保護者 様
インフルエンザによる出席停止の通知書

館林市立第五小学校
校長 高井 美智代

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間中は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、**治療証明書の提出が必要となります。**）

保護者が記入

学校長 様
インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 不明、正しい方に○をつけてください。）

3 登校再開日：令和 年 月 日
（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）
※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1 発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日	
2 解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 印

＜治療証明書＞

(公印省略)

令和 年 月 日

保護者様
館林市立第五小学校

年 組 氏名

館林市立第五小学校
校長 高井 美智代

学校感染症にかかる出席停止について

下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。つきましては、文部科学省で定める期間かつ医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に学校感染症通知書を記入していただき、登校する日に持参してください。

(切り離さないでください)
※これより医療機関にて記入

学校感染症通知書

病名

1. インフルエンザ	2. 百日咳	3. 麻疹	4. 風疹
5. 流行性耳下腺炎	6. 水痘	7. 結核	8. 咽頭結膜熱
9. 髄膜炎菌性髄膜炎	10. 流行性角結膜炎	11. 急性出血性結膜炎	
12. 腸管出血性大腸菌感染症	13. その他（ ）		

出席停止期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

上記報告いたします。

令和 年 月 日 医師名 印

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過している場合には、保護者の方が「インフルエンザにおける療養報告書」を作成し、登校する時に学校へ提出してください。

発症した後5日を経過していない。または、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過していないが、医師の診断により登校可能になった場合には、「インフルエンザにおける療養報告書」ではなく、医師に記載していただく「治療証明書」が必要です。登校する時に学校へ提出してください。

★「インフルエンザにおける療養報告書」、「治療証明書」は、学校で受け取っていただくか、学校のホームページからダウンロードしてください。

★日頃から感染対策を工夫していただき、ありがとうございます。今年も引き続き、ハンカチ・ティッシュはお子様身に付けさせていただき、よろしくお願ひします。また、登校前に発熱や体調が優れない時には、ご家庭で休ませてください。ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひします。